

加工食品輸出先国多角化等支援事業実施要領

制定 令和 7 年 12 月 16 日 7 新食第 1858 号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第 1 通則

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 輸国第 3859 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 の区分の欄の 4 の（2）の加工食品輸出先国多角化等支援事業（以下「本事業」という。）の実施は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 補助事業者

- 1 交付等要綱別表 1 の補助事業者の欄の 7 の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、協同組合連合会又は独立行政法人
 - （2）法人格を有しない団体で総括審議官が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）があること。
 - （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第 6 第 1 項の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式第 1 号を併せて総括審議官に提出して、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約 4 割を占め、輸出の伸びが期待できる分野である一方、食品製造業においては、中小・零細事業者が大半を占めており、単独で販路拡大等に取り組むことが困難である。このため、複数の食品製造事業者等が参画した加工食品クラスター（食品製造事業者、商社等が連携した輸出の取組を実施する団体をいう。以下同じ。）の輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大に向けた取組等を実施するための以下の第 1 項及び第 2 項の取組への支援を実施する。

- 1 加工食品クラスターの組成、育成、輸出事業計画の策定支援等

補助事業者は、次の事業を行うものとする。

第2項の事業を実施する加工食品クラスターの公募選考会の開催、採択、補助金の交付及び支払い、第2項の事業の進捗管理及び遂行サポート、輸出事業計画（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第37条に基づくものをいう。以下第9において同じ。）の策定支援、優良事例等輸出に関する情報提供等

（補助対象経費）

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費、保険費、需用費、役務費、賃借料、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、委託費、データベースライセンス費等

2 輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大

補助事業者は、採択された加工食品クラスターに対して次の事業について、その要する経費を補助するものとする。

加工食品の輸出拡大に向けて、加工食品クラスターが販路開拓を行い、輸出の商流を構築するための海外ニーズ調査及び勉強会、テストマーケティング、展示会及び商談会への参加、現地バイヤー、シェフ等へのPR等

（補助対象経費）

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む。）、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、輸出人材に係る費用、PRスタッフの研修・活動費、保険費、需用費、役務費、賃借料、規制・ニーズ等の調査費、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費（原材料費及び調査費を含む。）、評価費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、商標の登録等に係る費用、試験販売等に係る経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、輸送費等）、データベースライセンス費等

第4 補助率

本事業の補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度とする。

第6 採択基準等

1 採択基準

交付等要綱第5の総括審議官が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- （2）事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

- (3) 事業費のうち補助事業者の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。
- (5) 補助事業者は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp>）へ登録していること。

2 事業の実施に関する留意事項

人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

第 7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

補助事業者は、交付等要綱第 6 第 1 項の規定に基づき、別記様式第 2 号により事業実施計画を作成し、総括審議官に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第 6 第 3 項の規定による事業実施計画の変更（第 2 項の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱第 15 の規定による変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第 6 第 3 項の総括審議官が別に定める重要な変更は、交付等要綱別表 1 の 4 の（2）の加工食品輸出先国多角化等支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

第 8 事業の成果目標

補助事業者、加工食品クラスターの目標年度は、本事業実施年度の 1 年後とし、成果目標は目標年度における輸出額、輸出額の増加割合及び輸出量とする。ただし、その他の目標として、（1）から（4）までも含めることができるものとする。

- （1）商談・契約件数
- （2）ブランドの確立に向けた取組状況
- （3）輸出先国の規制・条件に対応した商品の開発・製造等
- （4）（1）から（3）以外の輸出に関する事項

第 9 事業の実施

1 事業実施規程の作成

補助事業者は、第 3 の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い並びに補助金の交付手続（交付申請時、実績報告時の環境負荷低減のチェックシートの提出を含む。）等を定めた事業実施規程を作成し、別記様式第 3 号により総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施規程を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

- （1）補助事業者は、第 3 第 2 項の事業の実施に当たり、外部有識者、農林水産省

職員等により構成される公募選考会を設置し、加工食品クラスターを公募により採択するものとする。

公募選考会は、加工食品クラスターから提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行い、補助事業者は、公募選考会の結果をもとに採択者を決定するものとする。

ただし、加工食品クラスターの採択に当たっては、次の（ア）から（シ）までの要件を必須とし、（ス）から（テ）までのいずれかに該当する場合には、それぞれ加点するものとする。

【必須】

- （ア）加工食品クラスターの構成員に、3社以上の食品製造事業者が含まれており、食品製造事業者が主体的に輸出拡大に取り組むこと。
- （イ）加工食品クラスターの構成員に輸出実績（間接輸出を含み、本事業で取組を行う輸出先国であるかは問わない）のある食品製造事業者が1者以上含まれていること。
- （ウ）輸出商社や輸入商社、現地のディストリビューター等の輸出商流に必要な事業者と連携して事業を実施すること。
- （エ）事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （オ）輸出先国・地域向けに輸出可能な加工食品の品目に係る取組であること。
- （カ）事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、課題やスケジュール等が明確に設定されており、適切なものであること。
- （キ）展示会、商談会等への参加のみで終わらず、その後も継続的な商談等を実施する取組であること。
- （ク）本事業の実施により、事業実施年度の翌年度において補助金交付額以上の輸出額の増加を目指す事業実施計画となっていること。
- （ケ）事業実施計画において、本事業の成果目標である輸出目標額、輸出目標数量及びその把握方法が明記されており、かつ事業実施後、輸出額実績及び輸出数量実績を報告し、適切な効果の検証が行われることが見込まれること。
- （コ）事業費のうち加工食品クラスターの自己負担部分について、適正な資金調達が可能であること。
- （サ）本事業に参画する加工食品クラスターが、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト (<https://www.gfpl.maff.go.jp/entry/>) へ登録していること。
- （シ）輸出事業計画の認定を受けていること又は事業実施期間中に認定を受ける予定であること。なお、定められた期間内に輸出事業計画の認定がなされていない場合、加工食品クラスターの責により、交付決定を取り消す場合がある。

【加点】

- （ス）既存の輸出先国とは別に、新たな輸出先国への販路開拓又は既存の輸出先国に対し、更なる販路拡大（現地系のスーパー、レストラン等への販路開拓）に取り組む場合

- (セ) 輸出先国・地域の現地系商流（小売販売店、外食産業等）において販売実績を有する国内外の輸出商社若しくは輸入商社又は輸出先国・地域の現地系の小売販売店、外食産業等が加工食品クラスターに参画する場合
- (ソ) 成果目標において、その投資効率（事業実施年度の翌年度の目標における当該商流からの 輸出額/補助金交付額）が 2.0 以上となるなど大規模な商流構築を図ろうとするものである場合
- (タ) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和 7 年 5 月 30 日付農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議決定)に定める重点品目（味噌、醤油、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料に限る。）が含まれている場合
- (チ) 輸出の裾野拡大に繋がるような新規性のあるモデル的な取組の場合
- (ツ) 輸出先国・地域のニーズや規制を調査の上、輸出にあたって必要な認証（ISO22000、FSSC22000、ハラール・コーシャ等）を取得済である場合
- (テ) 輸出に向けた取組を実施するために必要な資金について、当該加工食品クラスターの構成員から会費を徴収する等、自己で財源確保を行っている場合

なお、補助事業者は、加工食品クラスターを公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

- (2) 補助事業者は、採択された加工食品クラスターに交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。補助事業者は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、全ての加工食品クラスターの事業実施計画及び環境負荷低減のチェックシートを添えて別記様式第 4 号により総括審議官に報告するものとする。

3 事業の委託

補助事業者にあつては、第 3 第 1 項の事業の一部を、他の者に委託して行わせる場合は、事業実施計画（別記様式第 2 号）の別添の「第 1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。ただし、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等。以下同じ。）の委託は認めない。なお、委託して行わせることのできる事業に要する経費は、事業費全体の 2 分の 1 を超えてはならない。

加工食品クラスターにあつては第 3 第 2 項の事業の一部を、他の者に委託して行わせる場合は、事業実施計画に記載するものとする。ただし、事業の主たる部分の委託は認めない。なお、委託して行わせることのできる事業に要する経費は、事業費全体の 5 分の 1 を超えてはならない。

第 10 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

補助事業者は、交付等要綱第 33 の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式第 2 号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総括審議官に提出するものとし、事業の実績については、第 8 の事業の成果目標に基づき記載するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定による実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 成果の報告等

補助事業者は、事業の成果について、事業実施翌年度から3年間、毎年度、別記様式第5号による事業成果報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ総括審議官に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届け出た上で、報告するものとする。

総括審議官は、補助事業者が設定した成果目標が達成されていないと認められる場合は、補助事業者に対し必要な改善措置を指導し、補助事業者の成果達成の目標期間までの間、改善状況を報告させるものとする。

また、補助事業者は、加工食品クラスターが設定した成果目標が達成されていない場合は、当該加工食品クラスターに対し、必要改善措置を指導し、加工食品クラスターの成果達成の目標期間までの間、改善状況を報告させるものとする。

第11 収益納付

- 1 補助事業者及び加工食品クラスターが本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、補助事業者は、交付等要綱第27第1項の規定に基づき、別記様式第6号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告するものとする。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 総括審議官は、補助事業者又は加工食品クラスターが相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、本事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第12 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の各号に掲げる条件の遵守を約する確認書を、補助事業者を通じ、国に提出することを条件に、加工食品クラスターに帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。

- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 加工食品クラスターは、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

第 13 海外の付加価値税に係る還付金の納付

加工食品クラスターは、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれる場合は、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 14 財産の管理等及び財産処分の制限

交付等要綱第 25 及び第 26 の規定は、補助事業者のほか加工食品クラスターにも適用する。

第 15 留意事項

輸出促進法第 13 条において、国、都道府県等及び株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することが定められ、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みが創設されている。このことから、本事業の実施に当たり、補助事業者及び加工食品クラスターの情報（事業者名、所在地、事業規模、事業内容等）について、補助事業者及び加工食品クラスターの規模及び性質、採択の有無等にかかわらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、補助事業者又は加工食品クラスターが第 7 の事業実施計画又は個別事業実施計画において情報提供への同意をしない場合を除く。）。

第 16 報告又は指導

総括審議官は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 17 守秘義務

- 1 補助事業者及び加工食品クラスターは、本事業の遂行に際して知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者及び加工食品クラスター並びに審査委員及び評価委員にも前項の規定を遵守させなければならない。

第 18 事業効果の調査分析

- 1 総括審議官は、本事業の効果について調査分析を行うため、補助事業者に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 総括審議官は、本事業の効果の調査分析の必要がある場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 総括審議官は、前項の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 加工食品クラスター輸出緊急対策事業実施要領（令和 6 年 12 月 17 日 6 新食第 2088 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の加工食品クラスター輸出緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第 4 関係）

事業内容	補助率
1 加工食品クラスターの組成、育成、輸出事業計画の策定支援等	定額
2 輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大	定額 （1 団体あたりの国庫補助金額については、500 万円を上限とする。）

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

 所 在 地
 団 体 名
 代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要 事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注2）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブ

サイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
(注 3) その他参考資料については、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度加工食品輸出先国多角化等支援事業実施計画の提出（変更、中止又は廃止の承認申請）について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知）第6第1項（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、提出（変更、中止又は廃止の承認を申請）する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注3）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第6第3項」とする。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度加工食品輸出先国多角化等支援事業実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

（注6）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注7）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添

第1 総括表（積算内訳）

事業 種類	事業 細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付等要綱別表1の3の(2)の加工食品輸出先国多角化等支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ合計の備考欄に記入すること。

第2 実施計画概要

1. 補助事業者の概要

事業名	加工食品輸出先国多角化等支援事業		
-----	------------------	--	--

事業担当者名及び連絡先	団体名		
	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号		F A X
	E-mail	URL	

経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	電話番号		F A X
	E-mail	URL	

個人情報 の 取 扱 い	同意します	☐	本事業の実施に当たり、輸出促進法の第13条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。 ※輸出促進法 第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
	同意しません	☐	

団体概要

過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

事業担当者の業績等

※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。

1. 農林 太郎（所属・役職）

2. 農林 花子（所属・役職）

重複申請の有無 有・無

※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。

今年度、既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。

過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要

※該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。

2. 事業概要

1 事業概要

(事業の目的)

(事業の内容)

(公募選考会の審査委員の構成)

※公募選考会の審査委員が確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。

2 実施方法

委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

(記載例)

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定委託先等を記載
- ・委託予定金額：〇〇〇千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

3 実施体制

（事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。）

4 実施スケジュール

（委員会等の開催別に、開催地や主な内容が分かるように記載してください。）

5 事業の成果目標（達成すべき成果）、波及効果

※第8の事業の成果目標に基づき記載すること。

（補助事業者の具体的な成果目標等の記載例）

- ・ 間接補助事業者の事業実施による輸出額、輸出額の増加割合及び輸出量
- ・ 上記の確認方法及び目標達成に向けた指導・助言方法
- ・ 間接補助事業者の事業の進捗管理及び遂行サポート方法
- ・ 優良事例等、輸出に関する情報提供方法

（補助事業者が公募事業者等に求める具体的な成果目標等の記載例）

- ① 使用額に見合った輸出額、輸出額の増加割合、輸出量
- ② 使用額に見合った商談の参加数、成立数、テスト輸出などの結果、現地ニーズの把握
- ③ ブランドの確立に向けた取組状況の有無
- ④ 輸出先国の規制・条件に対応した商品の開発製造等

6 事業成果・効果の検証方法

第3 環境負荷低減のチェックシート

	申請時 (します)	1 適正な施肥	報告時 (しました)
(1)	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 ※農産物等の調達を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	2 適正な防除	報告時 (しました)
(2)	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲) ※農産物等の調達を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	3 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(3)	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
(4)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	☐
(5)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
(6)	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める ※肥料・飼料等の製造を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(7)	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
(8)	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
(9)	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合	☐
(10)	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ	☐

	申請時 (します)	7 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(11)	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐

(12)	☐	関係法令の遵守	☐
(13)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
(14)	☐	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	☐
(15)	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度加工食品輸出先国多角化等支援事業実施規程の（変更）承認
申請について

加工食品輸出先国多角化等支援事業実施要領（令和7年12月16日付け7新食第
1858号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9第1項の規定
に基づき、事業実施規程の（変更）承認を申請する。

- （注1）関係書類として、実施規程を添付すること。
- （注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、
その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提
出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同
じ旨を記載することとする。
- （注3）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブ
サイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第9第2項の（2）関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度加工食品輸出先国多角化等支援事業の事業実施計画の報告について

加工食品輸出先国多角化等支援事業実施要領（令和7年12月16日付け7新食第1858号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9第2項の（2）の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

（注1）別紙として、事業実施計画を添付すること。

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注3）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度加工食品輸出先国多角化等支援事業に係る事業成果の報告について

加工食品輸出先国多角化等支援事業実施要領（令和 7 年 12 月 16 日付け 7 新食第 1858 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 10 第 2 項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注 1）関係書類として別添を添付すること。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 3）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添

1 活動内容

(注) 本事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

(注1) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

(注2) 当該事業実施年度内に輸出を行う場合には、事業実施年度以降の状況等を記載すること。

(注3) 第8の事業の成果目標に基づき記載することとし、事業開始前と現時点の成果実績について、具体的に記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 成果目標の達成状況を評価し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度加工食品輸出先国多角化等支援事業の収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった加工食品輸出先国多角化等支援事業に関する令和〇年度の収益の状況について加工食品輸出先国多角化等支援事業実施要領（令和 7 年 12 月 16 日付け 7 新食第 1858 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 11 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注 1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- （注 2）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。